

- 1 会議名 市民参加条例検討特別委員会（第3回）
2 日時 平成27年8月7日（金）
開会 午前10時30分
閉会 午前11時55分
3 場所 第2委員会室
4 出席議員 15名
5 欠席議員 なし
6 説明員 協働推進課長小松 浩、同主幹竹井鉄次、同主事須藤 隆
7 事務局出席者 議会事務局長尾関友康、同主査田島勝己
8 委員長あいさつ
9 報告事項

協働推進課からの報告

協働推進課長が報告した。

黒川 武委員長 8月23日に開催されるシンポジウムで、具体化されたことについて報告事項はあるのか。

協働推進課主幹 シンポジウムは、8月23日（日）午後1時から生涯学習センターで開催します。内容は条例（案）の発表を行い、2番目に事例紹介を紹介させていただきます。3番目にパネルディスカッションを行う予定であります。

10 協議事項

黒川 武委員長 第8条から検討を行う。条文を複数で行うかは委員長のものと判断する。

第8条及び第9条について

鈴木麻住委員 第8条第1項の条文にある複数の方法についての意味合いは二つ以上のことか、4項目の中の複数のことなのか。

協働推進課長 いま言われたとおり、二つ以上のことであります。

黒川 武委員長 （1）から（4）までの中の二つの組み合わせなのか。（3）では意見交換会等の括弧書きに三つほどあるがどうなのか。

協働推進課長 （1）から（4）までの複数です。（3）の意見交換会等については、一つになります。

大野慎治委員 今でも審議会とアンケート、パブリックコメントなど、大きな計画について3つの方法で実施しているのか。

協働推進課長 複数の方法を実施しています。

堀 巖委員 第8条第1項について、前条第1項の規定については、市民

参加の手續を規定しているのでなく、市民参加の手續を行わなければならないことを規定しているので、条文を整理すべきでないか。

黒川 武委員長 委員の指摘事項について、受け止めていただくことでよいのか。

協働推進課主幹 わかりました。

鈴木麻住委員 第8条第1項の努めなければなりませんとの意味合いは努力目標のことか。

黒川 武委員長 検討委員会の経緯もあるが、後程説明しても構わないので、委員からの指摘があったこととしてほしい。

第10条及び第11条について

堀 巖委員：第10条第3項に原則としての文言が表記されている。逐条解説に記されている委員であること自体が慎重を要する情報とは、どういうことか。

協働推進課主事 基本的にすべてを公表しますが、個人のプライバシーやいろいろなことに関して審査する場合、委員であることを公開すること自体が個人のプライバシー等を侵す危険性のある場合、公表しないほうがよいという場合が想定される議論がありましたので、原則として公表するという表現を使用しました。

堀 巖委員 具体的にどのような場合があるのか。

協働推進課主事 委員会の中で出されたのが、障害や人権に関する審議会など委員が特定されるべきでない場合も考えられるとの議論があったので、原則とさせていただきます。検討委員会の議事録を確認すると、個人の特定を恐れて参加できなくなる可能性があるため非公表としたほうがよいという意見があり、委員長の結論として原則公表することとして、例外を認めることとする内容となっておりますので、議事録を確認していただければと思います。

黒川 武委員長 その議事録は、何回目のもので何ページのものなのか。

協働推進課長 第3回議事録の6ページになります。

黒川 武委員長 何行目にあるのか。

協働推進課長 下から5行目です。

堀 巖委員 そのようなことはあり得るのか。例えば、条例に精神障害の代表者と書いてあって、委員になるとその人が精神障害のある人とわかる委員構成はあり得るのか。まったくイメージできない。

協働推進課主事 委員長の発言では原則公表することとすると、例えば障害や人権などの審議会など委員が特定されるべきではない場合が考えられる

のでという……。

堀 巖委員 それを受けて執行機関側は具体的な事例を想定すべきでないのか。委員会の中での議論はそのとおりだと思うが、こういったものがあるのか当然出されるわけで、今の説明を聞いていてもイメージできない。

宮川 隆委員 現実として審議会にそういう障害のある人を呼ぶことはあるかもしれないが、政策を作る上で専門家や知識のある人を呼ぶのは原則的なあり方と思うが、審議会のイメージが湧かない。一般論であるが、除外規定のようなものは、列記するなど別枠で設けないのか。

黒川 武委員長 フリートークとしたい。

堀 巖委員 一般論として、例外が想定される場合「原則として」を用いる。想定されないのだ。

協働推進課長 想定しにくい部分と思います。検討委員会で委員の意見を聴いた上で、市民委員から言われるように自分がもしそうなった場合、してほしくないということで、そういった方も中にはみえるかもしれないことがあります。原則公表ですが、例外の場合、非公表にする場合もあり得るとしっかり謳いたかったのが結論です。

関戸郁文委員 全員が公開したくないと言った場合、規定がなかったら全員が公開しなくなるのでないのか。

黒川 武委員長 全体的に条例を補完するもの、細則を定めるものとして、施行規則を作るのか。

協働推進課長 作りません。

黒川 武委員長 原則としてと言った場合、例外基準を設けるのではなく、おそれのあるものに対してその都度判断しながら対応すると読み取るのか。

協働推進課長 その都度判断して、公表することによって、個人に対して不利益になる場合は公表しないことができることをその都度判断していきたいと考えており、そのための例外規定と理解しています。

堀 巖委員 そのように書き加えるべきでないか。

協働推進課長 参考意見とさせていただきます。

大野慎治委員 書いたほうが、万が一の場合に対応できるということではないのか。

堀 巖委員 それはだめなことではないか。委員の意思で拒むのはいけないのではないか。

協働推進課主事 出すことが前提の原則公開の条文であり、出すことによって、個人の特定によって権利等の侵害が想定される場合の例外とする規定であります。

宮川 隆委員 それはわかっているが、出したくないことで規定されていないのでないか。

協働推進課主幹 基本的には市民参加条例で条文を規定させていただいたときに委員を公募する前提になりますので、今後公募させていただいたとき、開催時には氏名等を公表する前提で募集等をかけていくことになります。委員に選任された際に、名前を出したくないことは通らないことと思います。

宮川 隆委員 性善説であるのか。

協働推進課主幹 公募に当たり、これが条件であるということをお示しし、それを了承いただいた上で委員に選任させていただくものと思います。

堀 巖委員 「原則として」は、条文を読むと例外として個人の希望として出してほしくないと読めるのでないか。条文は誰が読んでも同じように解釈できないといけないので、きちんと「原則として」を言うのか、ただし例外規定を謳うのか誤解のないようにすべきでないか。

塚本秋雄委員 審議会ということで報酬を払うのか。

協働推進課主幹 附属機関でありますので、報酬を支払います。

黒川 武委員長 フリートークを終結する。

第 12 条について

黒川 武委員長 前回の委員会で、塚本委員がアンケートについて触れていたものでないか。

塚本秋雄委員 パブリックとコメントの間に中点について指摘をしたが、答弁をもらっていないのでよい。

第 13 条について

塚本秋雄委員 条文に等と表記されているが、議題等と表記した場合はどうなるのか。

協働推進課長 ほかの項目がある場合を想定しています。

堀 巖委員 あらかじめの後に読点を付するべきでないか。

関戸郁文委員 公表に関する定義はどのようなか。

協働推進課主幹 役所の公表の方法として、ホームページ、広報、リーフレット等を想定しております。

鈴木麻住委員 公表と公開の使い分けはどのように使い分けされるのか。

黒川 武委員長 調べて、後日考え方を示してほしい。

第 14 条及び第 15 条について

大野慎治委員 原則、執行機関側が公聴会を開催するときは、どのようなものを指すのか。

協働推進課主事 例えば、合併など市民の中にも同じくらいの割合でいろいろな意見があった場合、住民投票にかけようとする、署名を集めるなど請求のハードルもあり、予算も伴いますので、そこに至る前段階として、賛成なのか反対なのかを市民のいる場所で意見を交えていただくことが想定されます。そこで結論が導けるものでないかもしれませんが、市民の中の意識が醸成された上で住民投票に結びつくことが考えられると思います。市民参加の手続で公聴会を選択することは想定しづらいことは検討委員会でもありましたが、選択肢から省くと機会がなくなるので大きな意見が二分されるときに実施されるものと思います。

宮川 隆委員 今の事例では合併を提案した場合、賛否には市民の意見がある。反対の意見、賛成の意見のある人が開催するものであり、そこに市の経費を用いるのはどうか。

協働推進課主事 賛成者と反対者が別々で話すのではなく、一同に会したところで、意見を交える場として設定して論じられた意見を執行機関が参考にする場と考えています。

宮川 隆委員 提案する前段のようなものか。

黒川 武委員長 フリートークとする。

木村 冬樹委員 市長のトップダウンのような提案があった場合、事前に法的にクリアしているかどうか公聴会を開くかどうかについて必要である。

堀 巖委員 説明を聞いて、必要なときもあると思いました。

梶谷規子委員 市長の提案が議会にとのことだが、議会に提案する前に庁内の中で公聴会の制度があり、専門家を呼んでどうなのかと慎重に提案していくことが必要である。

大野慎治委員 全員協議会に出た議案に対しても執行機関側は公開すべきでないか。

木村冬樹委員 総合計画にないことを行う場合には、公聴会を行うのではないか。

堀 巖委員 政策形成に当たり、かなり前の段階である。

大野慎治委員 公聴会をどこで開催するのか。

堀 巖委員 公聴会を開く場合、公述人や識見者を招く場合でないのか。

大野慎治委員 具体的に賛成、反対の市民を集める話でないのか。

宮川 隆委員 岩倉市の地域性で意見が二つに分かれた場合、行政が口出すより第三者の意見を聞いて政策に出すイメージで聴いていた。

大野慎治委員 住民投票を開く前に開催するのであれば、わかる。

木村冬樹委員 意見が分かれた場合の担保とするならばわかる。法的な裏付

けはどうかのと。

黒川 武委員長 想定するイメージが異なるから意見がかみ合わないのでは
いか。公聴会は政策形成の過程として賛成、反対のいろいろな方の意見を
聴きながら政策形成をしていこうとする性質であるのでないか。法に基づ
くものなのか、市独自の位置づけで行うのか定かでないが公聴会である以
上は法令の定めがあるので制約を受けるものかと思う。以前は、法令の公
聴会と市民公聴会というのは分けたほうが良い意見が出されている。執行
機関側の検討委員会で採用されたか別として公聴会で整理されている。議
論にあることを念頭において議案上程時の審査の参考としてほしい。

協働推進課主事 名称について、市民参加手続を議論して、一定の結論が出
た後に検討特別委員会での指摘がありましたので、公聴会の議論をするの
がスケジュールの上で厳しい部分がありました。フィードバックできてお
りませんが、素案として提出させていただいて、上程においてはパブリッ
クコメントも挟んでいきますので、よりよい形のものになると思われます。

第 16 条について

堀 巖委員 住民基本台帳から無作為抽出するが、外国人も含むのか。

協働推進課長 含まれます。

第 17 条及び第 18 条について

宮川 隆委員 第 18 条第 5 号の認める方法とはどういったことか。

黒川 武委員長 なぜ認める字句を用いたのかということか。

協働推進課主事 その他認める方法について、身体的な理由で点字や電話で
の聞き取りが必要な場合、ウェブ上での回答フォームを利用した場合など、
その他執行機関が認めた方法ということで問題ないと考えます。

堀 巖委員 郵便等と条文にあり、解説では郵便である。等の内容はどう
なっているのか。

協働推進課主事 宅配のような形で届くメール便もあり得るので、郵便以外
で配達されるものを想定しており、解説には明記しておりません。

塚本秋雄委員 提出で 30 日以上の実績はあるのか。

協働推進課主事 調べた限りでは、該当ありません。

黒川 武委員長 本日の委員会は、第 18 条までとする。

1 1 その他

次回の委員会は、8 月 25 日（火）午後 1 時 30 分から開催する。